平成２２年（フ）第３６３１号
北海道石狩市花川南４条１丁目200番地
債務者　鈴木　育美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６４９号
札幌市中央区南９条西７丁目２番21―403号
債務者　田原　茉莉
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６５２号
札幌市手稲区前田１条７丁目２番１号　パークマンション101号
債務者　中村　直子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０１号
札幌市白石区菊水元町７条２丁目９番34号　ウィスタリア・ライト201号
債務者　竹内　拓矢
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０６号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番37号　ロイヤルエミナンス208
債務者　井上　昭美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７１２号
札幌市東区北36条東９丁目２番11号　佐藤マンション２階左
債務者　高田　　静
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７２０号
北海道江別市上江別東町46番地の９
債務者　斉藤　志保
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７３４号
札幌市白石区本郷通11丁目北１番22号　おおともマンション１号
債務者　田中　幸恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７３９号
札幌市東区北30条東19丁目５番11号　ソレイユ29―101号
債務者　間明　正男
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７５８号
札幌市清田区美しが丘４条６丁目４番２―302号
債務者　佐藤　一浩
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７５９号
札幌市清田区美しが丘４条６丁目４番２―302号
債務者　佐藤　　理（旧姓崇本）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７７６号
札幌市北区屯田４条７丁目６番43号
債務者　関原久美子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７８５号
北海道恵庭市黄金北１丁目４番地の１
債務者　岡田　春江
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７８９号
札幌市東区北37条東29丁目４番５号
債務者　石井　弘子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０４号
北海道恵庭市柏陽町３丁目12番地の12グレースハイツＢ202号
債務者　立元　由美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０８号
札幌市豊平区平岸１条６丁目２番14号　平岸第一マンションＢ―８号
債務者　沼田　　治
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８４１号
札幌市西区西町北15丁目２―24　西町N15―301号、住民票上の住所北海道石狩市花川南２条４丁目22番地
債務者　細部　正一
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部